
令和7年度 スチュワードシップ活動の報告



東京都職員共済組合

(目次)

I 都共済のスチュワードシップ活動	2
1 スチュワードシップ活動の概要	2
2 これまでのスチュワードシップ活動の経緯	4
3 令和7年度の主な取組	6
II 運用受託機関における取組状況（株式）	7
1 日本版スチュワードシップ・コード原則1関係	7
2 日本版スチュワードシップ・コード原則2関係	7
3 日本版スチュワードシップ・コード原則3関係	7
4 日本版スチュワードシップ・コード原則4関係	7
（1）対話内容と成果	8
（2）エンゲージメントの効果測定に関する取組について	12
（3）エンゲージメントの実施状況	13
（4）エンゲージメントの実施状況に関する傾向分析（国内株式）	21
（5）報告及びヒアリングを通じて確認された事項	22
5 日本版スチュワードシップ・コード原則5関係	23
（1）議決権行使基準の策定・公表と議決権行使結果の個別開示	23
（2）株主議決権の行使状況（国内株式）	24
（3）株主議決権の行使状況（外国株式）	27
（4）都共済ガイドラインとは異なる判断を行った事例（国内株式）	30
（5）議決権行使とエンゲージメントの一体運用の事例（国内株式）	31
（6）報告及びヒアリングを通じて確認された事項	32
6 日本版スチュワードシップ・コード原則6関係	33
7 日本版スチュワードシップ・コード原則7関係	33
8 運用受託機関の課題認識（国内株式・外国株式）	34
III 運用受託機関における取組状況（債券）	35
1 国内債券のスチュワードシップ活動について	35
2 日本版スチュワードシップ・コード原則1関係	35
3 日本版スチュワードシップ・コード原則2関係	35
4 日本版スチュワードシップ・コード原則4関係	35
5 日本版スチュワードシップ・コード原則6関係	36
6 日本版スチュワードシップ・コード原則7関係	36
7 対話内容と成果（国内債券）	36
8 運用受託機関のその他の取組（国内債券）	37
IV スチュワードシップ活動に関する取組	38
1 ESG投資	38
（1）ESG投資に関する基本的な考え方	38
（2）ESG投資に関する取組	38
2 運用報告書による取組の公表	38
V 今後の取組	39
VI 資料集	40

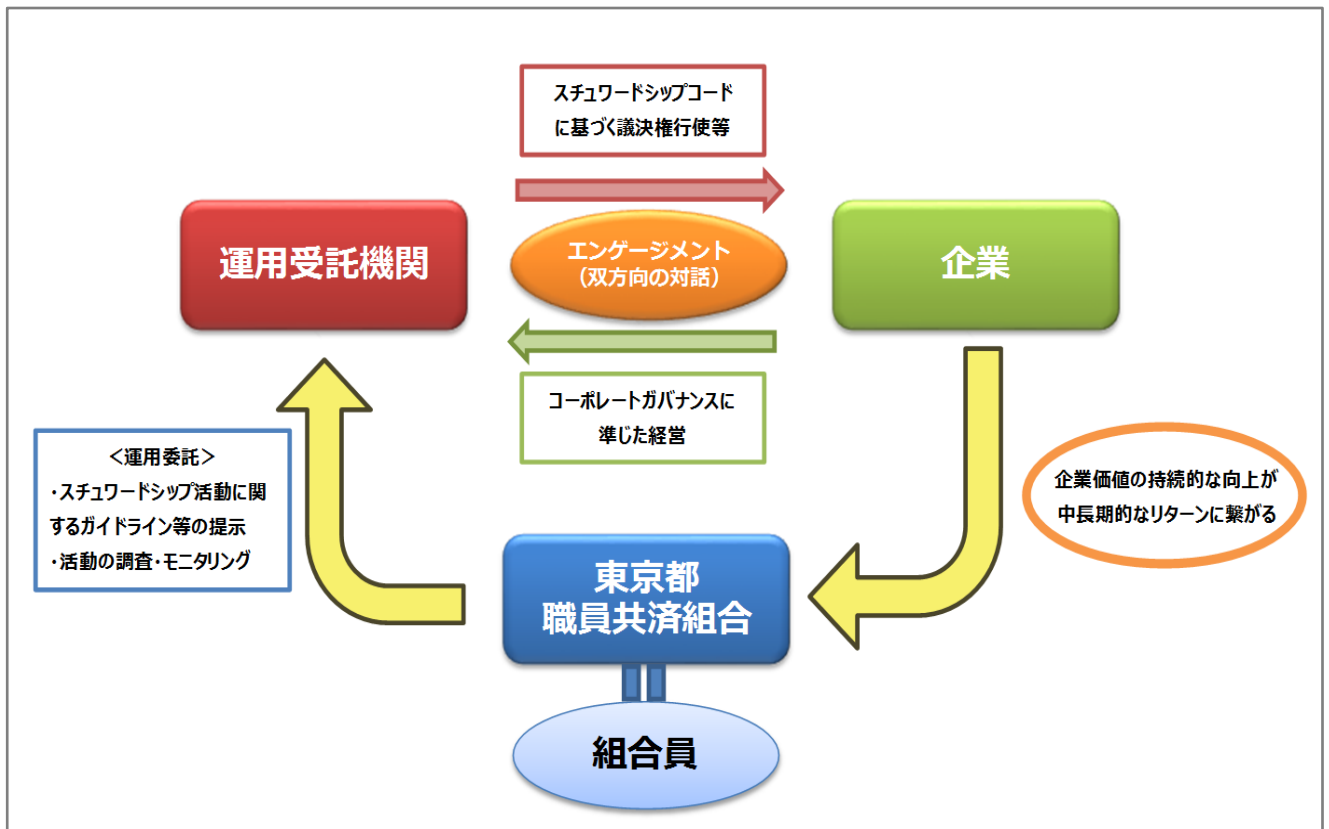
I 都共済のステュワードシップ活動

1 スチュワードシップ活動の概要

ステュワードシップ活動とは、機関投資家が投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）や議決権の行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすための活動を指します。

東京都職員共済組合（以下、「都共済」という。）は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、ステュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

<都共済のステュワードシップ活動のイメージ図>



なお都共済は、運用受託機関（都共済が資産の運用を委託する運用機関）を通じて個別企業の株式に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がそれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たすことができると考えています。

このような考えのもと、都共済は投資先企業において、取締役会が経営陣の執行を監督することにより、適切なガバナンス機能を発揮し、その結果として企業価値の向上を図る責務の在り方を定めた「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」を制定しました。併せて、その趣旨を踏まえて、実質的な株主としての議決権行使の方針を示した「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を制定、運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うように求めています。

2 これまでのスチュワードシップ活動の経緯

都共済は、これまでに以下のような取組を行ってきました。

	主な取組
平成26年8月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の制定
	「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」の制定
	「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明
平成29年5月	「日本版スチュワードシップ・コード(改訂版)」の受け入れを表明
平成30年3月	「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」の制定
令和元年10月	国内株式運用について、「ESGファンド」3プロダクトを新規採用
令和2年9月	「日本版スチュワードシップ・コード(再改訂版)」の受け入れを表明
令和2年10月以降	退職等年金給付組合積立金においてグリーンボンド・サステナビリティボンドを順次購入
令和4年3月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の改正
	「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」の改正
	「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」の改正
令和4年6月	「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」への賛同を表明
令和5年9月	債券を対象としたスチュワードシップ活動の調査を開始
令和6年8月	「責任投資原則(PRI)」への署名
令和6年9月	「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れを表明
令和7年12月	「日本版スチュワードシップ・コード(第三次改訂版)」の受け入れを表明
令和7年12月	「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の制定

○ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明

都共済は、運用資産の安定的かつ持続的な成長には、投資先企業および市場全体の健全な発展が不可欠であるとの認識を有しています。こうした長期的視点に立ち、受益者の利益を確保するために、ESG（環境・社会・ガバナンス）を投資判断に取り込むことを重視しています。この考え方にに基づき、令和4年6月24日に金融安定理事会（FSB）が設立した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」への賛同を表明しました。

○ 責任投資原則（PRI）への署名

都共済は、長期的な投資リターンの向上には、ESG課題に適切に対応する企業の増加や市場の発展が重要であると考えています。受益者の利益を守るため、ESGの観点を投資プロセスに体系的に組み込むことが不可欠であるとの判断から、令和6年8月16日に「責任投資原則（PRI）」（※1）に署名しました。

（※1）Principles for Responsible Investment:機関投資家等が投資行動等において、ESG（環境、社会、ガバナンス）課題を考慮することを求める国際的な原則

○ アセットオーナー・プリンシプルの受け入れ表明

都共済は、令和6年9月11日にアセットオーナー・プリンシプル（※2）の各原則を受け入れる旨を表明しました。

（※2）アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則（令和6年8月28日内閣官房策定）

○ 日本版スチュワードシップ・コード（第三次改訂版）の受け入れ表明

都共済は、令和7年12月17日に日本版スチュワードシップ・コード（第三次改訂版）（※3）の各原則を受け入れる旨を表明しました。併せて、新たに「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を制定しました。

（※3）機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすために有用と考えられる諸原則（令和7年6月26日金融庁第三次改訂）

3 令和7年度の主な取組

都共済は、令和7年度のステュワードシップ活動として、運用受託機関に対して、エンゲージメントや株主議決権行使の状況等に関する調査及び情報収集を行い、運用受託機関の取組状況を確認するとともに、課題や問題点等について意見交換を行いました。

令和7年度における主な取組内容は以下のとおりです。

項目	実施時期	対象	主な確認事項
議決権行使状況調査	令和7年 9月	「株式運用受託機関」 ・国内株式8社 ・外国株式3社 「債券運用受託機関」 ・国内債券2社	・都共済のガイドラインと各社のガイドラインとの整合性 ・議決権行使体制 ・議決権行使結果 ・議決権行使の賛否の傾向
ステュワードシップ活動の実施状況調査			「株式運用受託機関」 ・個別議案の行使判断理由 ・エンゲージメント活動に関する管理監督方針 ・エンゲージメントの成果と今後の課題等 「債券受託運用機関」 ・ステュワードシップ活動の実施状況 ・エンゲージメント活動の実施状況
運用受託機関からの情報収集	適宜		

都共済における株主議決権行使については、原則として都共済が定めた「株主議決権行使ガイドライン」に基づき株式運用受託機関が、株主議決権を行使しています。

今年度については、株式運用受託機関（国内株式8社・外国株式3社）から議決権の行使状況や、議決権の管理・運用体制等を、債券運用受託機関（国内債券2社）からはステュワードシップ活動の実施状況、エンゲージメント活動の実施状況の報告を受けるとともに、適宜、個別照会等による情報収集を実施することにより、取組状況の確認を行いました。

Ⅱ 運用受託機関における取組状況（株式）

1 日本版スチュワードシップ・コード原則 1 関係

【原則 1：スチュワードシップ活動方針の策定及び公表】

委託する全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針等が策定されており、各社のウェブサイト公表されていること、また、サステナビリティに関する課題についても、運用戦略に応じた方針等が明確に示されていることを確認しました。

2 日本版スチュワードシップ・コード原則 2 関係

【原則 2：利益相反管理方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、スチュワードシップ原則を果たす上で管理すべき利益相反についての明確な方針が策定され、各社のウェブサイト公表されていることを確認しました。また、大半の機関で第三者委員会による利益相反管理がなされていることを確認しました。

3 日本版スチュワードシップ・コード原則 3 関係

【原則 3：投資先の状況の的確な把握】

全ての運用受託機関が、業績等の財務情報及びESG関連情報等の非財務情報の分析に努めており、都共済としてもそうした状況を、四半期毎の運用ヒアリングや年1回のスチュワードシップ活動報告等を通じて、定期的にモニタリングしています。

4 日本版スチュワードシップ・コード原則 4 関係

【原則 4：投資先企業に対するエンゲージメント】

全ての運用受託機関が、建設的な「目的を持った対話」を通じ、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めていること、さらには中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促していることを確認しました。

(1) 対話内容と成果

①国内株式 パッシブ運用

パッシブ運用受託機関はエンゲージメント活動を通じて、中長期的な視点でインデックス構成銘柄の企業価値向上を目指し、建設的な提案や働きかけを行っており、企業の持続的成長に向けた着実な手応えを得られているものと評価しています。具体的な事例は以下の通りです。

項目	企業分類	対話内容	
環境（ESGのE） 関連	小売業種	内容	木材調達のトレーサビリティ向上、再生原材料使用商品の比率拡大による資源循環への取組及び二酸化炭素削減の実効性向上の必要性について議論
		成果	持続可能な木材調達の2030年度中間目標として木材調達100%を設定、資源化を前提とした商品開発100%等、設計から廃棄・リサイクルの各段階での意欲的な目標を設定、屋根上太陽光発電を活用した再生可能エネルギー循環を発表
環境（ESGのE） 関連	電子部品業種	内容	取組の遅れは企業価値の毀損に直結するため、気候変動対策取組みや開示の強化等を継続的に促し、新設された推進部署の具体的な取組内容を確認するとともに積極的なアピールについて対話
		成果	気候変動目標の達成に向けてロードマップを作成し、温度変動の将来シナリオ分析を実施。その結果、進捗管理KPIが改善し、自社の直接排出（Scope1）および購入電力に伴う排出（Scope2）について、2030年度の目標を前倒しで達成。さらに、水平リサイクルの推進やグリーンアルミの調達拡大を継続することで、サプライチェーンを含むその他の間接排出（Scope3）の削減も図るとしている。これらにより、実行段階の気候変動対応が着実に進展

②国内株式 アクティブ運用

アクティブ運用受託機関はエンゲージメント活動を通じて、投資先企業に課題解決を促し、超過収益率を向上させるための働きかけを行っており、企業の取組に前向きな変化が起きていると評価しています。具体的な事例は以下の通りです。

項目	企業分類	対話内容	
環境 (ESGのE) 関連	パルプ・紙業種	内容	低PBR解消に向け、①保有林に関する情報開示充実による株式市場への森林価値訴求及び森林資源の積極的な有効活用、②貸借対照表及び事業ポートフォリオのスリム化並びに株主還元充実を図ることについて対話
		成果	森林価値に関する説明会を開催し、開示内容が前進。新中計では、政策保有株及び賃貸用不動産の売却方針、不採算事業の戦略見直し、株主還元強化策などを盛り込み
社会 (ESGのS) 関連	情報・通信業種	内容	当該企業の業績の主要ドライバーは人的資本であり、人材戦略検討が企業価値向上に必要と考え、同業他社の事例を紹介しつつ、人的資本の強化及び可視化を促す対話を実施
		成果	4つの特定スキルにおける強化人材の人数目標、ダイバーシティ目標、社員エンゲージメントスコア等の複数のKPIを公表。その後、KPI向上により期待される人財戦略レポートを開示

項目	企業分類	対話内容	
環境（ESGのE） 関連	化学業種	内容	炭素集約型セクターに該当する当該企業に気候変動対策は重要と考え、エンゲージメントを開始。SBT認定（科学的根拠に基づき、パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス削減目標を企業が設定し、国際的イニシアチブにより認定される仕組み）取得等を訴求
		成果	当該企業は、その後、TCFDに賛同し、2050年までのカーボンニュートラル宣言を公表。また、SBT認定取得に向けて一層の排出量削減計画が必要であるとの認識のもと、省エネ化に取り組み。こうした対応を更に進め、2024年8月にSBT認定を取得
資本政策関連	食品業種	内容	当該企業は、以前、大型M&Aに向けた資本増強に注力し、資本の効率性への関心が希薄。業績伸長と資本政策改善を両立し、株式市場での評価が大きく向上した同業他社の事例を紹介し、前向きな検討について訴求
		成果	当該企業は、2025年2月に財務方針を更新し、2030年までのEPSの複合年間成長率（CAGR）に加えて、ROEなど資本効率に関する新たな目標を設定。これにより、資本生産性の向上に向けたコミットメントを一段と明確化

③外国株式

各運用受託機関が行った、エンゲージメント活動における対話内容と達成状況の事例は以下の通りです。

項目	企業分類	対話内容	
コーポレートガバナンス (ESGのG) 関連 環境 (ESGのE) 関連	鉄鋼業種	内容	グリーンスチール移行、労働安全のガバナンス強化が課題と考え、継続的に対話。グリーンスチール移行についてCA100+等のイニシアティブの知見も活用し、多様な観点で実施。労働環境に係る米国生産現場での事故を受け、議決権行使と一体的な実効性ある対話を実施。炭鉱火災事故発生に安全管理体制のガバナンス強化提言
		成果	当該企業は、気候課題の注力先であるが、事故発生後には高リスク設備に対するリスクコントロールの強化、経営直轄による監視・統制、安全性に関する意識改革の推進や制度化など、多岐にわたる対策を導入。一方、同社のグリーンスチール移行については、具体化に向けてなお課題が残存
環境 (ESGのE) 関連	石油・ガス業種	内容	欧州でも特に化石燃料依存度が高い国の企業。低炭素社会移行に関する当該企業の果たす役割が重要。開示改善を中心課題に対話を継続。直近ではサプライチェーンを含むその他の間接排出 (Scope3) の2030年中間目標に向けた具体的戦略に関する施策の明示及び公正な移行の観点から地域社会・従業員向けの対応策・KPI整備を提言
		成果	2035年までの事業ポートフォリオ計画 (再生可能エネルギー、小型原子炉、天然ガス比率等) を開示。公正な移行プログラムを公表し社会的影響への対応姿勢を開示

(2) エンゲージメントの効果測定に関する取組について

積極的にエンゲージメントを行うにとどまらず、種々分析・研究を通してチャレンジングなテーマであるエンゲージメントの効果測定に取り組み、その成果を今後のスチュワードシップ活動に繋げていこうとする運用受託機関各社の姿勢を確認することができました。

	取組
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに重点企業毎に重要課題の年度計画を策定 ・エンゲージメントの進捗状況を8段階のマイルストーンできめ細かく管理 ・マイルストーンで管理するエンゲージメントと企業行動の変化の結果を測定・検証 ・ESG重要課題毎にKPI（ESG指標）を設定して対話効果の検証を検討
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゲージメントは企業価値の変化及び企業の対応・変化の観点の計測による「ミクロの視点」と課題解消の状況の定性評価による「マクロの視点」にて実施 ・前者については株式市場における相対株価の変化を割安度変化基準を設け測定 ・後者に関してはトップダウンにて目標を設定 ・両視点とも定期的に開催するミーティングにおいて進捗管理
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゲージメントの進捗を①インプット（企業価値向上策提案）、②アウトプット（提案を受けた企業側の行動変化）、アウトカム（株価のパフォーマンス）の3段階にて管理し、月次で進捗をモニタリング ・「企業行動の変化とエンゲージメントの関係性」と「行動変化自体の大きさ」の2要素を評価しスコアリング実施
D社	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゲージメントの状況を定量的に把握するため、各テーマに対しマイルストーン管理を実施 ・マイルストーン管理は①課題の企業への伝達、②企業の課題認識を共有、③企業の課題に対応した計画策定、④企業の計画実行、⑤エンゲージメントの完了の5段階にわけ、エンゲージメントを記録 ・対話終了後、エンゲージメントの進捗評価を行い、運用へのインテグレーション及び次回以降の対話に活用 ・エンゲージメント活動の達成目標としている3年を経過しても企業の変化が期待されない場合、エンゲージメント方法の変更を検討

(3) エンゲージメントの実施状況

① 国内株式

ア 厚生年金保険給付組合積立金

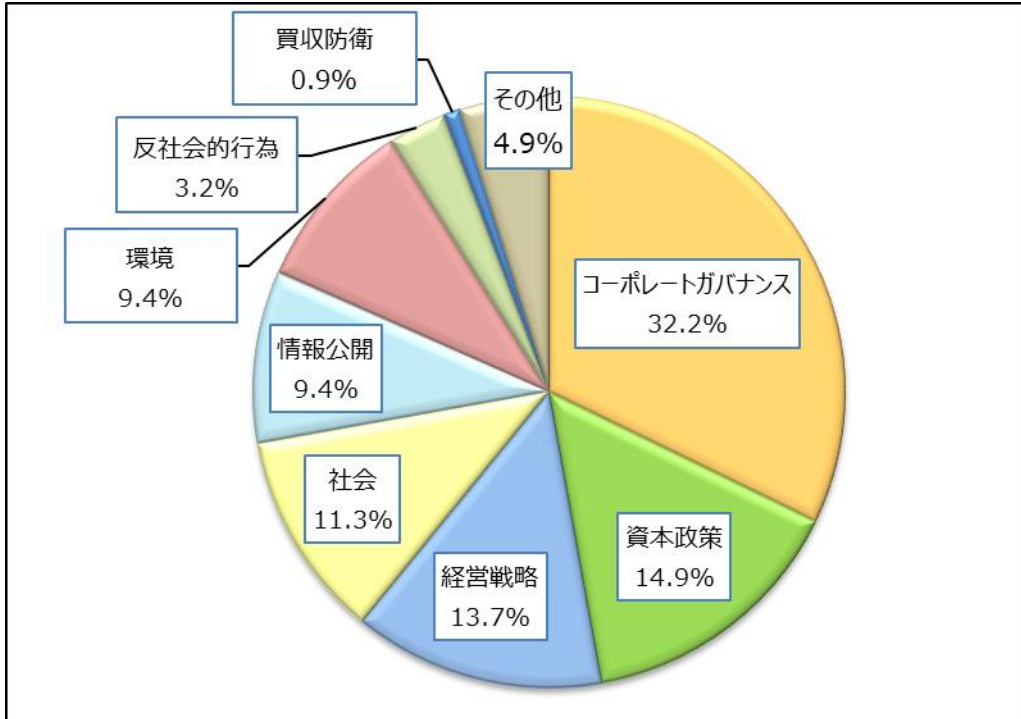
厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和6年7月～令和7年6月に延べ671社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,250件で前年度比3.2%減少しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は580件で、全体の25.8%となり、前年度比3.1%ポイント増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンス(ESGのG)に関する対話が725件と全体の32.2%を占めました。

エンゲージメント活動件数 (対象：令和6年7月～令和7年6月)

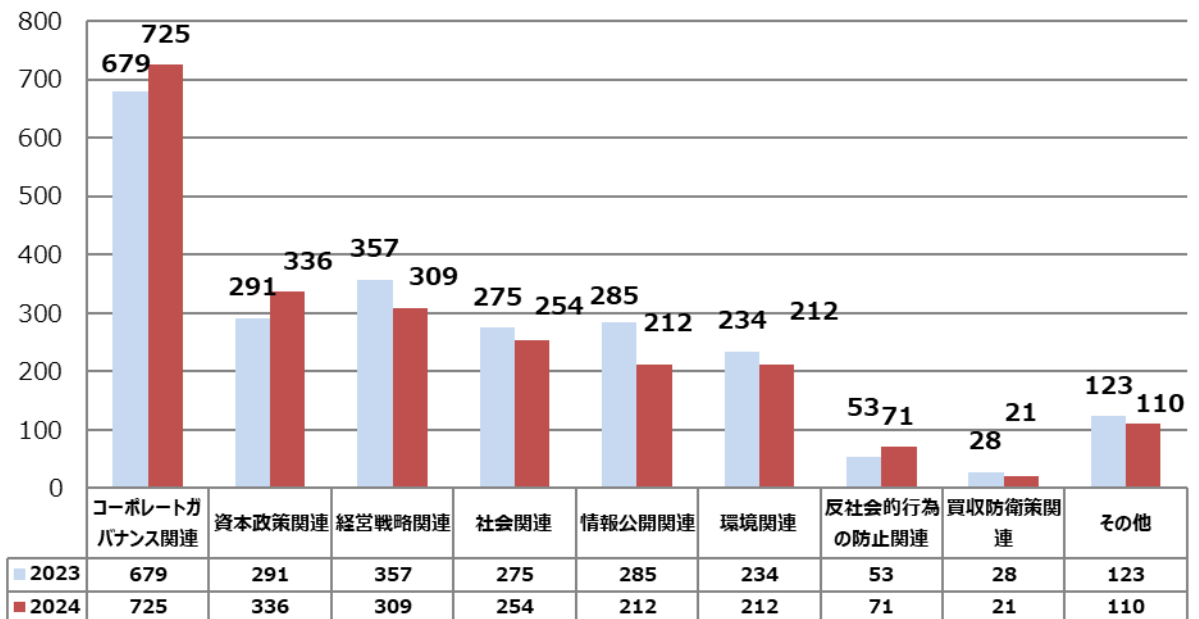
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話		内、独立社外取締役との対話	
	件数	構成比	件数	比率	件数	比率
資本政策関連	336	14.9%	106	31.5%	16	4.8%
経営戦略関連	309	13.7%	98	31.7%	14	4.5%
環境(ESGのE)関連	212	9.4%	43	20.3%	2	0.9%
うち、気候関連	129	5.7%	26	20.2%	1	0.8%
社会(ESGのS)関連	254	11.3%	56	22.0%	10	3.9%
コーポレートガバナンス(ESGのG)関連	725	32.2%	204	28.1%	46	6.3%
買収防衛策関連	21	0.9%	5	23.8%	1	4.8%
情報公開関連	212	9.4%	42	19.8%	8	3.8%
うち、気候関連	31	1.4%	5	16.1%	1	3.2%
反社会的行為の防止関連	71	3.2%	14	19.7%	3	4.2%
その他	110	4.9%	12	10.9%	0	0.0%
総計	2,250	100.0%	580	25.8%	100	4.4%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和6年7月～令和7年6月



※エンゲージメント活動件数全体（2,250件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



イ 経過的長期給付組合積立金

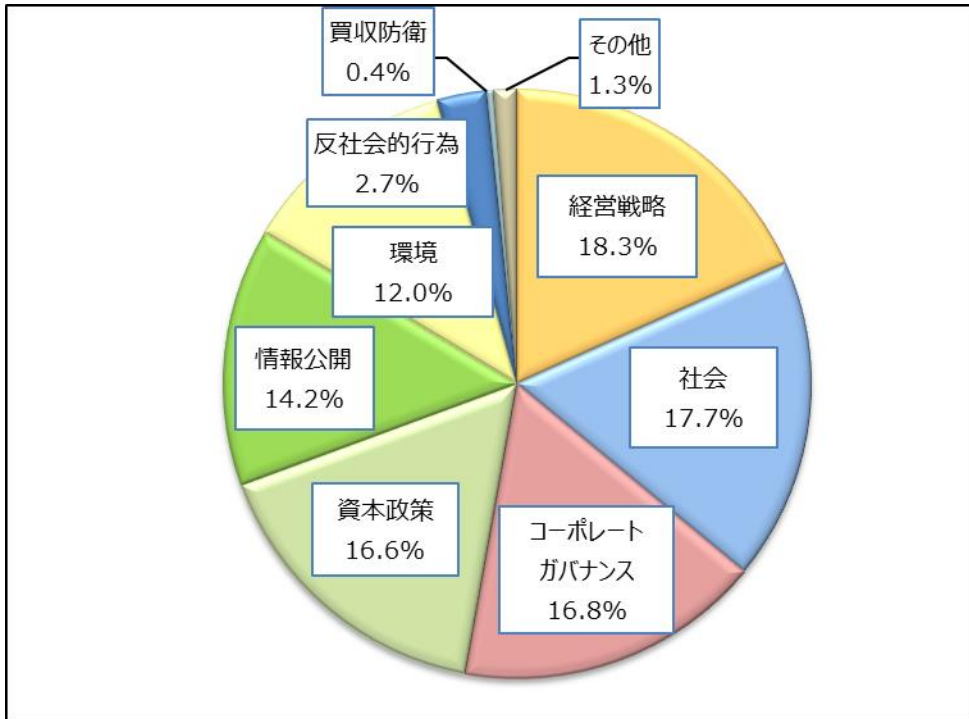
経過的長期給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和6年7月～令和7年6月に延べ763社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ4,774件で前年度比10.9%増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は992件で、全体の20.8%となり、前年度比0.8%ポイント増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、経営戦略関連に関する対話が873件と前年比349件増加し、全体の18.3%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和6年7月～令和7年6月）

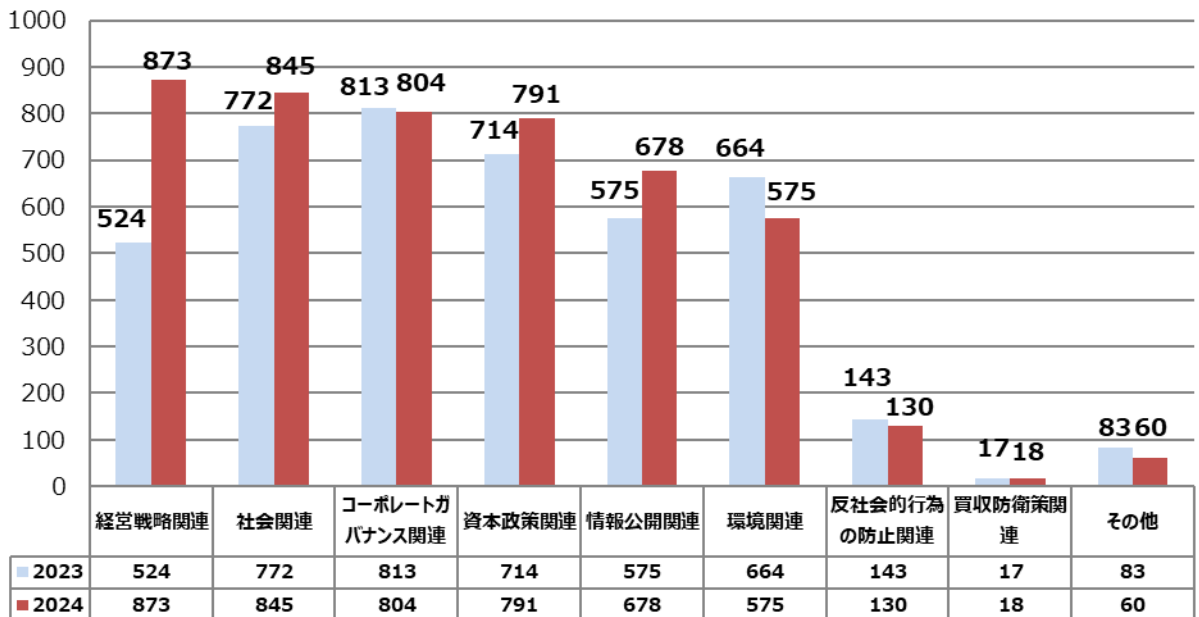
対話の内容	件数	内、経営トップとの対話		内、独立社外取締役との対話		
		構成比	比率	比率	比率	
資本政策関連	791	16.6%	158	20.0%	20	2.5%
経営戦略関連	873	18.3%	227	26.0%	20	2.3%
環境（ESGのE）関連	575	12.0%	104	18.1%	16	2.8%
うち、気候関連	373	7.8%	72	19.3%	14	3.8%
社会（ESGのS）関連	845	17.7%	184	21.8%	26	3.1%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	804	16.8%	174	21.6%	73	9.1%
買収防衛策関連	18	0.4%	3	16.7%	1	5.6%
情報公開関連	678	14.2%	95	14.0%	11	1.6%
うち、気候関連	43	0.9%	9	20.9%	2	4.7%
反社会的行為の防止関連	130	2.7%	32	24.6%	8	6.2%
その他	60	1.3%	15	25.0%	1	1.7%
総計	4,774	100.0%	992	20.8%	176	3.7%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和6年7月～令和7年6月



※エンゲージメント活動件数全体（4,774件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



②外国株式

ア 厚生年金保険給付組合積立金

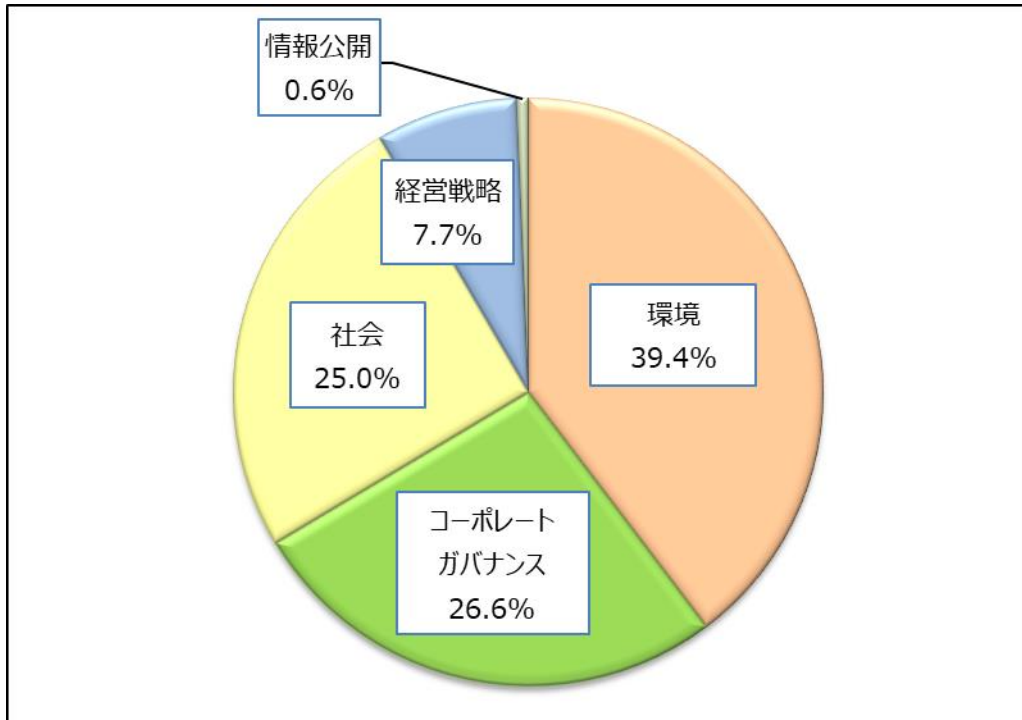
厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、令和6年7月～令和7年6月に延べ473社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,075件で前年度比20.0%減少しました。

エンゲージメントの主な内容として、環境貢献に関する目標設定など環境（ESGのE）に関する対話が818件と全体の39.4%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和6年7月～令和7年6月）

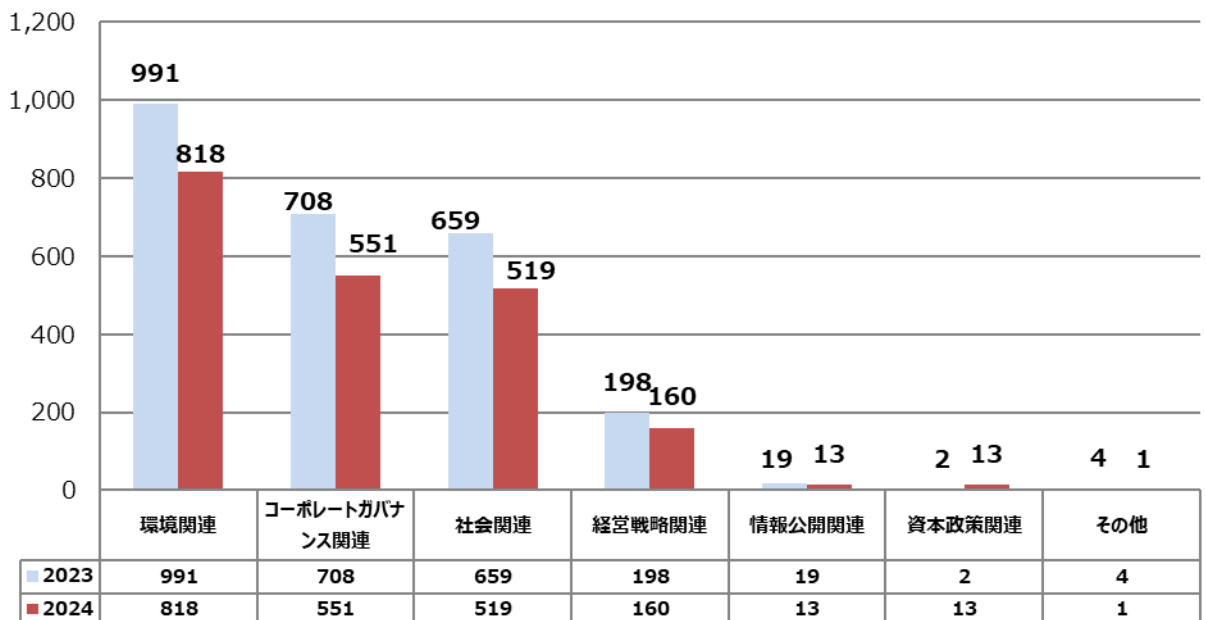
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話	
		構成比	の対話	比率
資本政策関連	13	0.6%	4	0.0%
経営戦略関連	160	7.7%	4	2.5%
環境（ESGのE）関連	818	39.4%	11	1.3%
うち、気候関連	557	26.8%	9	1.6%
社会（ESGのS）関連	519	25.0%	6	1.2%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	551	26.6%	24	4.4%
情報公開関連	13	0.6%	3	23.1%
うち、気候関連	8	0.4%	2	25.0%
その他	1	0.0%	0	0.0%
総計	2,075	100.0%	52	32.4%

エンゲージメント活動件数〈対話内容別構成比〉
対象：令和6年7月～令和7年6月



※エンゲージメント活動件数全体（2,075件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



イ 経過的長期給付組合積立金

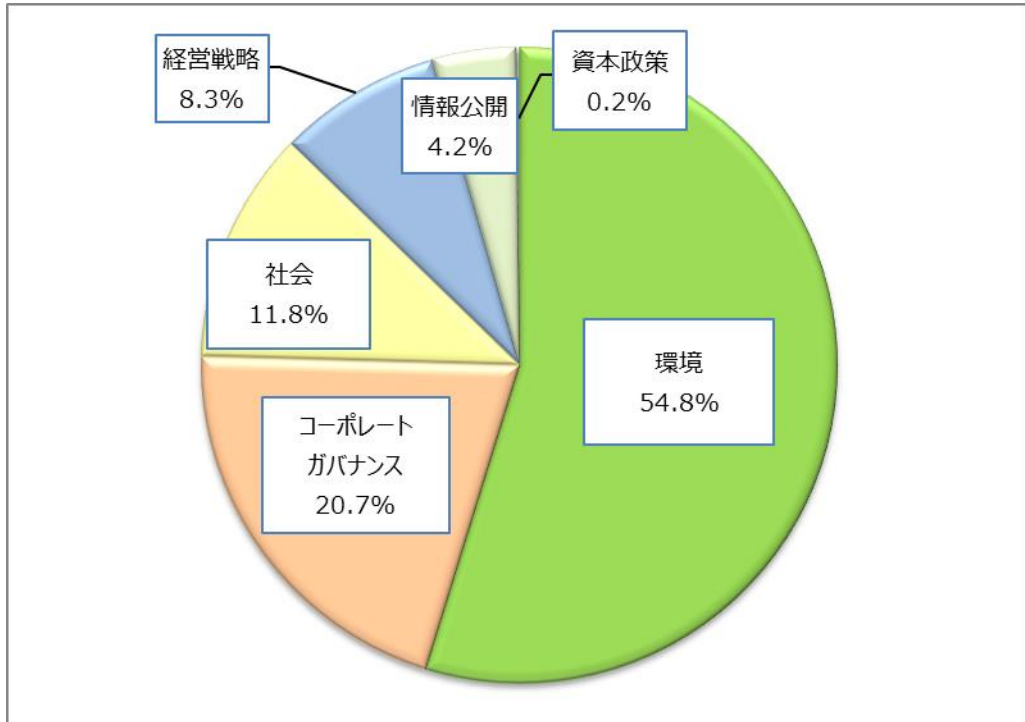
経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、令和6年7月～令和7年6月に延べ300社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ566件で前年度比29件減少しました。

エンゲージメントの主な内容として、環境貢献に関する目標設定など環境（ESGのE）に関する対話が310件と全体の54.8%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和6年7月～令和7年6月）

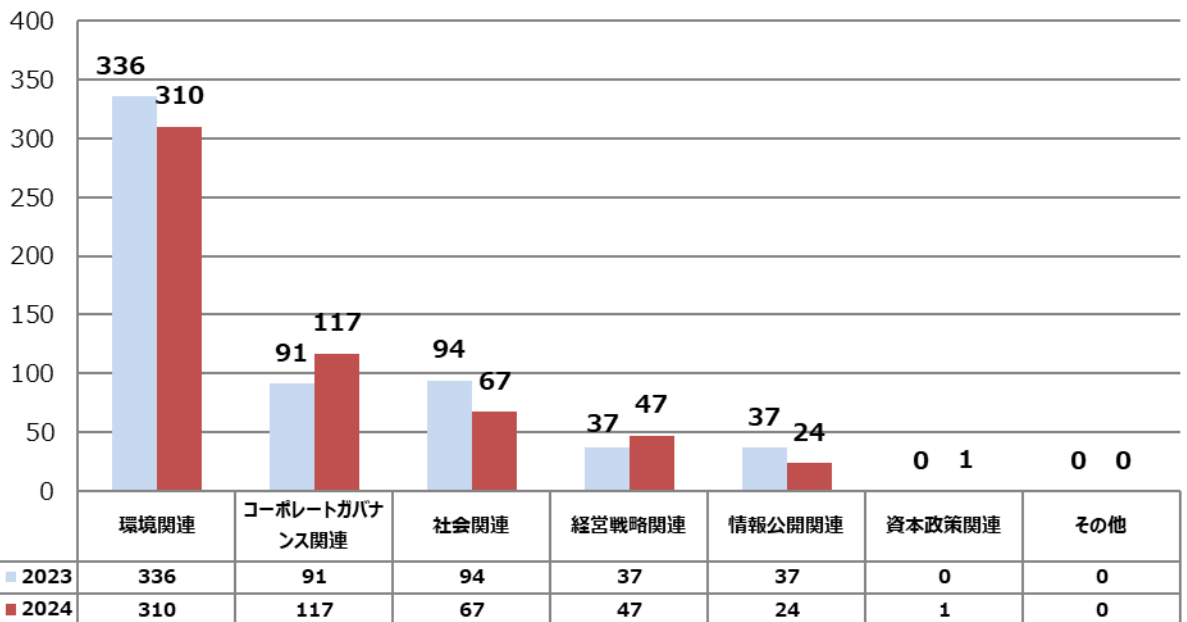
対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話	
			の対話	比率
資本政策関連	1	0.2%	1	0.0%
経営戦略関連	47	8.3%	0	0.0%
環境（ESGのE）関連	310	54.8%	10	3.2%
うち、気候関連	188	33.2%	9	4.8%
社会（ESGのS）関連	67	11.8%	2	3.0%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	117	20.7%	2	1.7%
情報公開関連	24	4.2%	0	0.0%
うち、気候関連	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
総計	566	100.0%	15	2.7%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和6年7月～令和7年6月



※エンゲージメント活動件数全体（566件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



(4) エンゲージメントの実施状況に関する傾向分析（国内株式）

ファンド別、銘柄別のエンゲージメント活動の傾向を分析した結果は以下の通りです。

① 厚生年金保険給付組合積立金

	令和6年7月～令和7年6月	前年度
4ファンドの（延べ）保有銘柄数に対するエンゲージメント実施銘柄数の比率（％）	36.0%	27.5%
個別ファンドの保有銘柄数に対するエンゲージメント実施銘柄数の比率の最大値、最小値（％）	最大値：100.0% 最小値：31.2%	最大値：100.0% 最小値：19.2%
4ファンドのエンゲージメント実施銘柄における平均エンゲージメント実施回数（回）	1.7回	1.6回
上記回数のファンド別最大値、最小値（回）	最大値：2.9回 最小値：1.3回	最大値：2.6回 最小値：1.3回

② 経過的長期給付組合積立金

	令和6年7月～令和7年6月	前年度
4ファンドの（延べ）保有銘柄数に対するエンゲージメント実施銘柄数の比率（％）	38.8%	33.5%
個別ファンドの保有銘柄数に対するエンゲージメント実施銘柄数の比率の最大値、最小値（％）	最大値：62.9% 最小値：26.5%	最大値：55.9% 最小値：31.6%
4ファンドのエンゲージメント実施銘柄における平均エンゲージメント実施回数（回）	2.5回	2.5回
上記回数のファンド別最大値、最小値（回）	最大値：5.1回 最小値：1.7回	最大値：3.6回 最小値：1.6回

(5) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項

①国内株式

エンゲージメントについては、企業の施策実行状況を定量的に把握するため、マイルストーンを設定し、きめ細かく進捗管理を行う運用受託機関が複数ありました。

エンゲージメントが企業価値向上に与える効果については、複数の運用受託機関が定性的のみならず定量的にも評価を実施していることが確認できました。

複数の運用受託機関が内部の組織の連携強化や海外の拠点との協働・連携に取り組み、体制を整備していることを確認しました。

また、複数の運用受託機関が、気候変動リスクへの意識の高まりや持続可能な開発目標（SDGs）の浸透等のサステナビリティに影響を与えるESG課題等についても意識的にエンゲージメントの対象としていることを確認しました。

②外国株式

グローバルなエンゲージメントに向けた体制を構築し、気候変動、生物多様性及び自然資本といったESG課題の解決に向けた取組を効率的に実施している運用受託機関が複数ありました。

加盟イニシアティブにおける活動や外部リソースの活用を通じて、スチュワードシップ活動の高度化に努めている運用受託機関が複数ありました。

5 日本版スチュワードシップ・コード原則5 関係

【原則5：持続的成長に資する議決権行使と行使結果の公表】

全ての運用受託機関が、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使の結果を自社のウェブサイトで公表していること、また行使内容が都共済ガイドラインに沿って運用されつつも、一部の議案については、都共済ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、投資先企業との対話内容を踏まえて、投資先企業の状況に即した運用がなされていることを確認しました。

(1) 議決権行使基準の策定・公表と議決権行使結果の個別開示

全ての運用受託機関（国内株式8社・外国株式3社）において、議決権行使基準が策定・公表されていること、また適宜の見直しが行われていることを確認しました。

また、全ての運用受託機関において、議決権行使委員会等の委員会組織が設置され、議決権行使に関する基本方針、議決権行使ガイドライン等の策定や議決権行使の判断等を行っていることも確認しました。

なお、全ての運用受託機関において、議決権の行使結果が、ウェブサイトに個別に公表されていました。

〈参考〉国内株式の議決権行使結果の個別開示状況

運用受託機関（再委託先名）	公表URL
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/img/company/16/year-2024.pdf
SOMPOアセットマネジメント株式会社	https://www.sompo-am.co.jp/institutional/stewardship_report.html
野村アセットマネジメント株式会社	https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/vote/index.html
フィデリティ投信株式会社	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/policies/investment/voting
みずほ信託銀行株式会社 (アセットマネジメントOne株式会社)	https://www.am-one.co.jp/img/company/16/voting-eq-202506.pdf
三井住友信託銀行株式会社 (三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社)	https://www.smtam.jp/company/policy/voting/result/
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/report/

※三井住友信託銀行については2ファンドの運用を委託しています。

(2) 株主議決権の行使状況（国内株式）

①厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和6年7月～令和7年6月に延べ2,307社（延べ議案数：24,338議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体24,338議案のうち、反対行使は3,799議案、反対比率は15.6%（前年度比0.1%ポイント減少）となりました。

なお、議決権行使を棄権したケースは2議案のみありました。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金） 対象：令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会上程議案

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	24,338	100.0%	20,539	84.4%	3,799	15.6%	15.7%
うち株主提案に関するもの	484	2.0%	30	6.2%	454	93.8%	86.9%
うち気候関連の議案に関するもの	37	0.2%	0	0.0%	37	100.0%	77.5%
内訳	24,338	100.0%	20,539	84.4%	3,799	15.6%	15.7%
取締役会・取締役に関する議案	19,411	79.8%	16,292	83.9%	3,119	16.1%	16.2%
監査役会・監査役に関する議案	1,356	5.6%	1,253	92.4%	103	7.6%	11.0%
役員報酬等に関する議案	567	2.3%	499	88.0%	68	12.0%	16.0%
剰余金の処分に関する議案	1,523	6.3%	1,453	95.4%	70	4.6%	6.1%
資本構造に関する議案	139	0.6%	70	50.4%	69	49.6%	57.6%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	38	0.2%	1	2.6%	37	97.4%	97.7%
うち増減資に関するもの	25	0.1%	25	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	10	0.0%	4	40.0%	6	60.0%	60.0%
うち自己株式取得に関するもの	28	0.1%	2	7.1%	26	92.9%	68.8%
事業内容の変更等に関する議案	22	0.1%	22	100.0%	0	0.0%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	452	1.9%	389	86.1%	63	13.9%	9.8%
その他議案	868	3.6%	561	64.6%	307	35.4%	31.9%

② 経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和6年7月～令和7年6月に延べ1,911社（延べ議案数：19,864議案）に対して、株主議決権を行使しました。

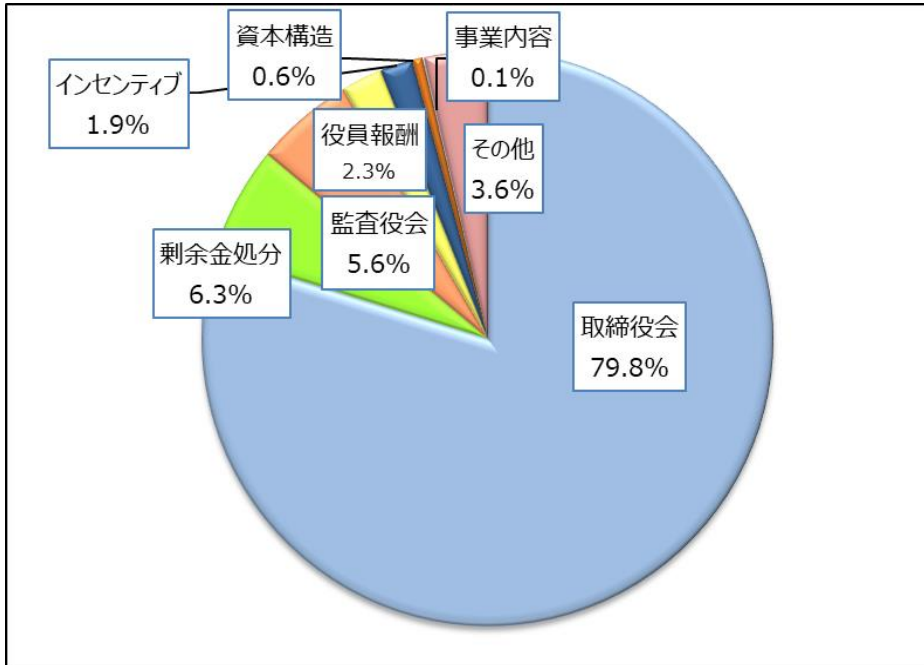
全体19,864議案のうち、反対行使は4,472議案、反対比率は22.5%（前年度比6.4%ポイント減少）となりました。

なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金） 対象：令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会上程議案

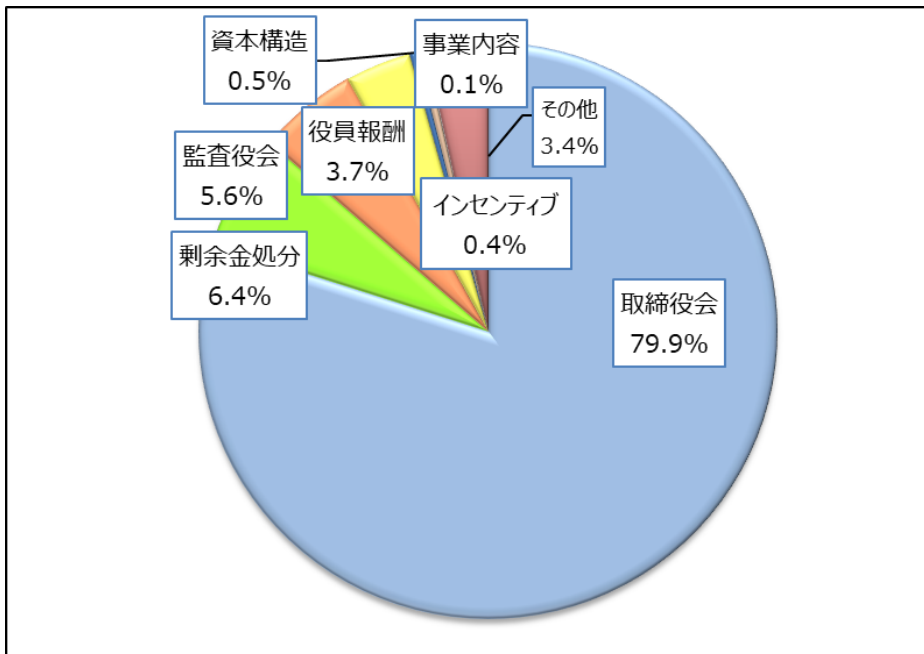
議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	19,864	100.0%	15,392	77.5%	4,472	22.5%	28.9%
うち株主提案に関するもの	389	2.0%	23	5.9%	366	94.1%	90.1%
うち気候関連の議案に関するもの	14	0.1%	0	0.0%	14	100.0%	84.2%
内訳	19,864	100.0%	15,392	77.5%	4,472	22.5%	28.9%
取締役会・取締役に関する議案	15,872	79.9%	12,013	75.7%	3,859	24.3%	32.3%
監査役会・監査役に関する議案	1,113	5.6%	1,038	93.3%	75	6.7%	9.4%
役員報酬等に関する議案	734	3.7%	600	81.7%	134	18.3%	21.6%
剰余金の処分に関する議案	1,276	6.4%	1,178	92.3%	98	7.7%	10.1%
資本構造に関する議案	95	0.5%	30	31.6%	65	68.4%	74.4%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	37	0.2%	1	2.7%	36	97.3%	100.0%
うち増減資に関するもの	8	0.0%	8	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	3	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	29	0.1%	1	3.4%	28	96.6%	96.3%
事業内容の変更等に関する議案	21	0.1%	21	100.0%	0	0.0%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	77	0.4%	59	76.6%	18	23.4%	23.3%
その他議案	676	3.4%	453	67.0%	223	33.0%	33.6%

厚生年金保険給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（24,338件）に対する議案内容別構成比

経過的長期給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（19,864件）に対する議案内容別構成比

(3) 株主議決権の行使状況 (外国株式)

① 厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関2社を通じて、令和6年7月～令和7年6月に延べ926社（延べ議案数：11,463議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体11,463議案のうち、反対行使は1,061議案、反対比率は9.3%（前年度比0.6%ポイント減少）でした。

なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況 (厚生年金保険給付組合積立金) 対象：令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会上程議案

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	11,463	100.0%	10,402	90.7%	1,061	9.3%	9.9%
うち株主提案に関するもの	654	5.7%	161	24.6%	493	75.4%	63.7%
うち気候関連の議案に関するもの	77	0.7%	3	3.9%	74	96.1%	77.8%
内訳	11,463	100.0%	10,402	90.7%	1,061	9.3%	9.9%
取締役会・取締役に関する議案	8,081	70.5%	7,689	95.1%	392	4.9%	6.0%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
役員報酬等に関する議案	957	8.3%	865	90.4%	92	9.6%	10.0%
剰余金の処分に関する議案	46	0.4%	46	100.0%	0	0.0%	0.0%
資本構造に関する議案	184	1.6%	167	90.8%	17	9.2%	9.7%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	23	0.2%	23	100.0%	0	0.0%	5.9%
うち増減資に関するもの	85	0.7%	71	83.5%	14	16.5%	18.7%
うち第三者割当に関するもの	2	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	57	0.5%	54	94.7%	3	5.3%	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	138	1.2%	102	73.9%	36	26.1%	13.4%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	293	2.6%	251	85.7%	42	14.3%	13.6%
その他議案	1,764	15.4%	1,282	72.7%	482	27.3%	26.1%

②経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関1社を通じて、令和6年7月～令和7年6月に延べ835社（延べ議案数：11,104議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体11,104議案のうち、反対行使は825議案、反対比率は7.4%（前年度比0.1%ポイント減少）でした。

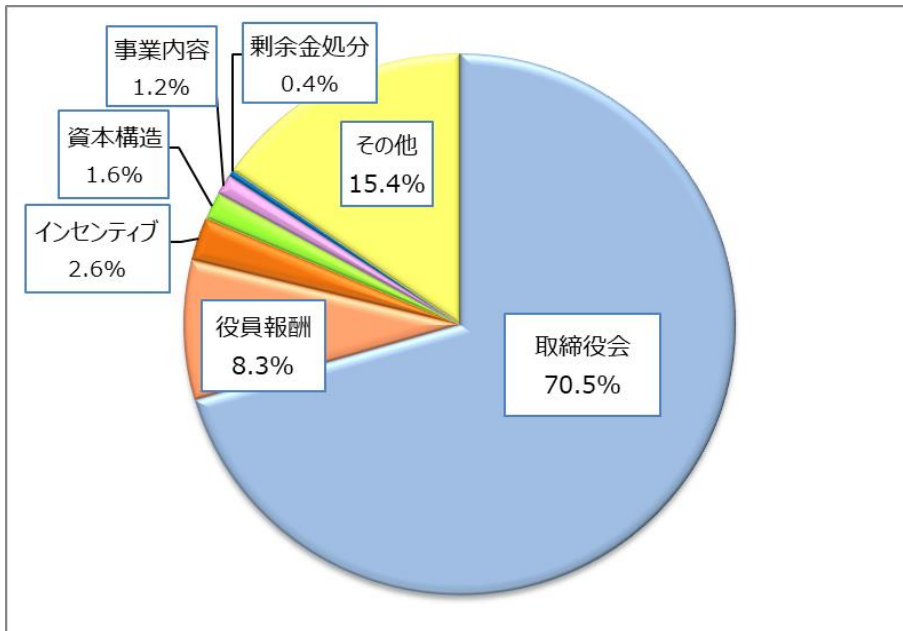
なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金） 対象：令和6年7月～令和7年6月開催の株主総会上程議案

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	11,104	100.0%	10,279	92.6%	825	7.4%	7.5%
うち株主提案に関するもの	502	4.5%	146	29.1%	356	70.9%	58.5%
うち気候関連の議案に関するもの	70	0.6%	14	20.0%	56	80.0%	62.1%

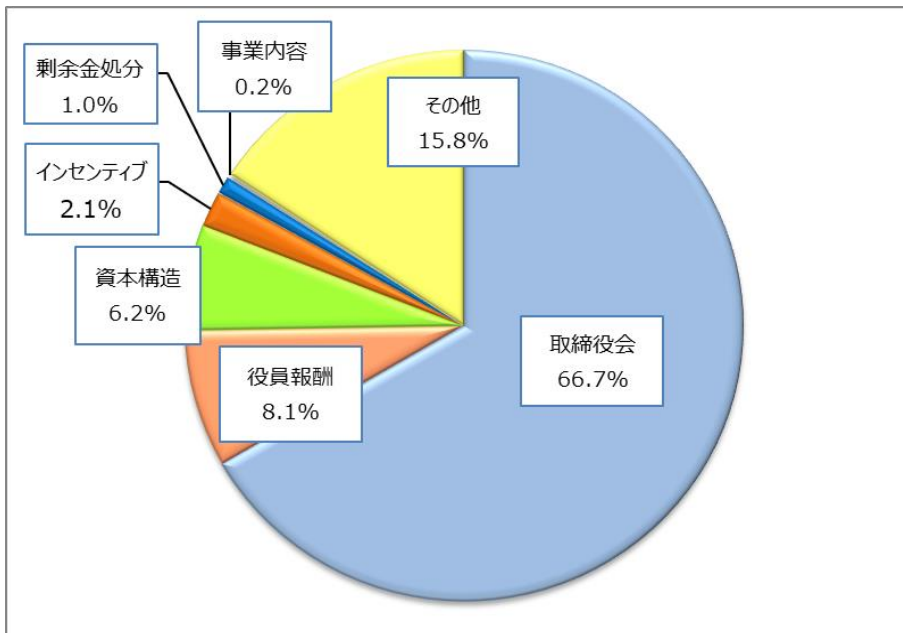
内訳	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
取締役会・取締役に関する議案	7,403	66.7%	7,112	96.1%	291	3.9%	4.6%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
役員報酬等に関する議案	896	8.1%	807	90.1%	89	9.9%	9.8%
剰余金の処分に関する議案	110	1.0%	110	100.0%	0	0.0%	0.0%
資本構造に関する議案	689	6.2%	655	95.1%	34	4.9%	5.0%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	172	1.5%	166	96.5%	6	3.5%	4.5%
うち増減資に関するもの	310	2.8%	295	95.2%	15	4.8%	5.2%
うち第三者割当に関するもの	2	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	141	1.3%	141	100.0%	0	0.0%	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	27	0.2%	25	92.6%	2	7.4%	2.9%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	230	2.1%	191	83.0%	39	17.0%	16.3%
その他議案	1,749	15.8%	1,379	78.8%	370	21.2%	18.2%

厚生年金保険給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（11,463件）に対する議案内容別構成比

経過的長期給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（11,104件）に対する議案内容別構成比

(4) 都共済ガイドラインとは異なる判断を行った事例（国内株式）

都共済の議決権行使ガイドラインに従って機械的に議決権行使を行うのではなく、投資先企業ときめ細かい対話を行った結果、運用受託機関が企業価値向上に向けて、敢えて都共済の議決権行使ガイドラインと異なる判断を行った事例は75件ありました。

議案の概要	都共済のガイドラインにおける判断	運用受託機関の判断
取締役の選任 (社内取締役の増員)	独立社外取締役以外の取締役の増員については、その理由が明確かつ合理的に説明されない限り、原則として反対	新任候補者2名は、臨床医及び基礎研究者としての専門性を有している候補者及び他社で研究開発に実績のある候補者であることから、当社の中長期的な企業価値拡大に寄与することが期待できると判断。また、2名とも女性候補者であり、取締役会の多様性の促進が期待できると判断し、賛成
取締役の選任 (社内取締役の増員)		社内取締役の2名から5名への増員であるが、コロナ前の陣容に戻すことから、絶対数に過大感はなく、主たる理由は若返り、後継者育成であり、各人の年齢から合理性を有す。また、候補者のスキルセットがM&A、財務、営業など多様かつ中計の成長戦略と整合がみられることから妥当性ありと判断し、賛成
取締役の選任 (社内取締役の増員)		新任候補者は、コンプライアンス部門を担当している執行役員であり、取締役会に加わることで当社グループ全体のコンプライアンス強化につながることが期待される。また、女性候補者であることから、取締役会の多様性がより促進されることが期待できると判断し、賛成
役員報酬 (独立社外取締役への株式報酬の支給)	経営執行に対する監督機能が期待される社外取締役、監査役、社外者等に対する付与は否定的に判断	付与する株数が短期業績に連動しないこと、売却可能期間が取締役退任後であること及び監査等委員である社外取締役を対象に含まないことが確認できたことから、中長期的なインセンティブとして機能すると判断し、賛成

(5) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用の事例（国内株式）

都共済は、投資先企業が長期的な企業価値向上に資する経営を行うことを期待しており、そのために必要な取組を求めていく必要があると考えています。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を投資先企業と共有すべきであると考えます。運用受託機関には、株主総会前のエンゲージメントや、議決権行使後のフィードバック等、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用を求めていきます。

議決権行使とエンゲージメントの一体的運用の事例	
陸運業種	<ul style="list-style-type: none"> 傘下の船舶事業会社の定期運航航路の船体に浸水が確認されたにもかかわらず、運輸局に報告せず運航を継続していたことが発覚。同社は、発覚後、第三者委員会を設置し、調査報告書を踏まえ当該事業撤退の意思決定を実施。責任の所在を明確化するとともに、再発防止策として各グループ会社の安全意識向上施策を実施 上記事案に関し、経営トップや執行役と複数回にわたるエンゲージメントを実施し、真摯な再発防止への取組及び経営改革に対する経営トップの強いコミットメントを確認。現経営陣の対応継続が再発防止と企業価値の向上につながると判断し、取締役選任議案に賛成
不動産業種	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ基準において同業他社で存在する人権方針や人権優先課題に外国自技能実習生に関する記載がないこと、政策保有株式において純資産対比19.9%と基準抵触の20%水準にあるにも関わらず縮減目標開示がないことが課題 最新の統合報告書の「労働条件・労働環境」項目において外国自技能実習生に関する記述が追加。新中期経営計画において2027年度までに政策保有株式を純資産対比10%まで縮減する方針を開示。議決権行使において、サステナビリティ基準及び政策保有株基準に対して許容することが妥当であると判断し、賛成

(6) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項

①国内株式

運用受託機関各社において、都共済のガイドラインに即した議決権行使が適切に行われていることを確認しました。都共済の原則と異なる議決権行使が行われているケースも散見されましたが、何れについても調査分析や対話を通して、あえて都共済のガイドラインに反する行使を行うことが企業価値向上に資するとの確信に基づいた判断であったことを確認しました。

議決権行使にあたり、各々の運用受託機関における、責任投資委員会、スチュワードシップ活動諮問委員会、議決権行使部会等を開催したり、グローバルのサステナブル・インベスティングチーム等と協議するなど、的確な判断に資するための前向きな取組を実践している姿勢を確認することができました。

②外国株式

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行われていることを確認しました。なお、都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例はありませんでした。

ESG課題の重要性を踏まえ、ESG課題への対応を踏まえた議決権行使基準を導入した運用受託機関が複数ありました。

国内外のESGに関する有カイニシアティブへの参加、官公庁との連携、他の投資家との協働等、各運用受託機関が海外の投資先企業を対象とするスチュワードシップ活動強化に注力していることを確認しました。

6 日本版スチュワードシップ・コード原則6 関係

【原則6：スチュワードシップ活動の顧客・受益者に対する定期的な報告】

都共済は、全ての運用受託機関に対し、自社のスチュワードシップ活動の内容の報告を定期的に求め、それをもとに活動内容を定期的に報告しています。

7 日本版スチュワードシップ・コード原則7 関係

【原則7：スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関が、それぞれにレベルアップを目指す試みを行っていることを確認しました。

8 運用受託機関の課題認識（国内株式・外国株式）

都共済は、運用受託機関が、スチュワードシップ責任を果たす上で下記の課題を認識していることを確認しました。

運用受託機関には、引き続き、そうした課題の解決に努め、より実効性の高いスチュワードシップ活動を行っていくよう求めています。

国内株式の運用受託機関における課題認識

対象項目	課題の内容
エンゲージメント・議決権行使共通	エンゲージメント実績・ESG・議決権関連情報の共有、重点テーマの見直し、開示の充実・強化
エンゲージメント	人材育成（スキル・専門性の習得）
	イニシアティブ、協働エンゲージメント、当局等とのポリシー・エンゲージメント活動等への取組強化
	マテリアリティを踏まえた活動の充実化、部署間連携強化
議決権行使	議決権行使基準のタイムリーかつ適切な見直し

外国株式の運用受託機関における課題認識

対象項目	課題の内容
エンゲージメント・議決権行使共通	人材育成（スキル・専門性の習得）・体制強化
	取組方針の明確化、規定、基準、ガイドライン等の遵守
	適時・適確な活動報告
	協働エンゲージメント活動の活用
エンゲージメント	投資先企業が多く、投資先エリアが広いことを踏まえた実効性向上
議決権行使	議決権行使指図における事務堅確性の向上
	ESG課題への対応と実効性のアセスメント実施・活用
	投資先の中長期的な持続的成長に向けた行使の推進

Ⅲ 運用受託機関における取組状況（債券）

1 国内債券のステュワードシップ活動について

国内債券アクティブファンドに係る何れの運用受託機関もステュワードシップ活動方針を策定していることを確認しました。

また、国内債券と国内株式のアナリストは共通のプラットフォームを通じてESG分析等実施、共有、連携していました。一方、債券も株式も持続可能な企業価値を評価する点で目的は共通しており、企業価値の向上という目指すエンゲージメントの考え方も一致していたものの、実際のポートフォリオ構築に際して、債券には発行種別ごとに償還年月があり、投資判断は株式と異なる場合もあり得るとの指摘がありました。

令和6年7月～令和7年6月に延べ89社に対してエンゲージメント活動を行いました。（令和7年6月末延べ保有銘柄数：121銘柄）

2 日本版ステュワードシップ・コード原則1関係

【原則1：ステュワードシップ活動方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針等が策定されており、各社のウェブサイト公表されていることを確認しました。

3 日本版ステュワードシップ・コード原則2関係

【原則2：利益相反管理方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、ステュワードシップ原則を果たす上で管理すべき利益相反についての明確な方針が策定され、各社のウェブサイト公表されていることを確認しました。また、全ての運用受託機関で第三者委員会による利益相反管理がなされていることを確認しました。

4 日本版ステュワードシップ・コード原則4関係

【原則4：投資先企業に対するエンゲージメント】

全ての運用受託機関において、債券に関するエンゲージメントの方針およびプロセスが確立していることを確認しました。また、運用受託機関が中長期的な視点から企業の持続的成長やリターンの拡大を目指し、企業との対話に取り組んでいることを確認しました。さらに、全ての運用受託機関において、ESG課題を重視した対話を実施されていることを確認しました。

5 日本版スチュワードシップ・コード原則6 関係

【原則6：スチュワードシップ活動の顧客・受益者に対する定期的な報告】

都共済は、運用受託機関に対し、自社のスチュワードシップ活動の内容の報告を定期的に求め、それをもとに活動内容を定期的に報告しています。

6 日本版スチュワードシップ・コード原則7 関係

【原則7：スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関が、エンゲージメント助言会社等の外部委託業者を用いることなく、ESGリサーチャーらで構成されるスチュワードシップ活動の専任部署を有し、リサーチアナリスト、クレジットアナリスト等の運用部門と連携して活動していることを確認しました。

同時に、債券も株式も投資先委企業の持続可能な企業価値を評価する点や、中長期的な企業価値向上を目指す点は同じであるから、株式部門との一体的なエンゲージメントや協働エンゲージメントを推進しているといった報告がありました。

また、全ての運用受託機関において、両部門のアナリストが、共通のプラットフォームで分析や評価等を行うことで、情報共有しながら活動を推進しているという運用をおこなっていることを確認しました。

7 対話内容と成果（国内債券）

項目	企業分類	
ESGに関する対話	総合エレクトロニクス業種	事業子会社による米国での品質認証不正を受けたガバナンス体制再構築の状況を確認、広範な事業領域における課題ビジネスについての情報開示の充実化の要請などを実施 大がかりな事業構造改革を2024年度下期に発表し、ガバナンス再構築進捗の一端が見受けられたが、複雑化した組織構造、大きな組織規模のもとでガバナンス問題の再発リスクは高く、対話継続が必要

8 運用受託機関のその他の取組（国内債券）

運用受託機関より、国内債券のスチュワードシップ活動に関するその他の取組として、以下の2点が挙げられました。

- ・ 債券運用にあたり、発行体毎にESGそれぞれの3領域で、セクターや個社の特性を踏まえた独自のESGクレジットスコアを付与し、活用している。
- ・ NZAM(温室効果ガス排出量ネット・ゼロ実現を目指すイニシアティブ)に加盟。投資ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量目標の実現を目指している。

IV スチュワードシップ活動に関する取組

1 ESG投資

(1) ESG投資に関する基本的な考え方

都共済は、積立金の管理及び運用に係る基本方針において、「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する」こととしています。

(2) ESG投資に関する取組

①株式運用におけるESGプロダクトへの投資

都共済は、令和元年度に国内株式アクティブ運用において、ESGファンドへの投資を開始しました。令和6年度末時点では、国内株式3プロダクト（全てアクティブ運用）、総額（時価）は計225.0億円となっています。

アクティブ運用の各ESGプロダクトは、その運用プロセスにおいて、ESG要素を十分に考慮し、超過収益を目指すものです。

②債券運用におけるESG債への投資

都共済は、令和2年度から、国内債券の自家運用においてESG要素を考慮した投資を開始しており、現在までに地方公共団体が発行するESG債への投資を行ってまいりました。令和6年度末時点の累計では、総額（簿価）は13億円となっています。

2 運用報告書による取組の公表

都共済は、地方公務員等共済組合法に基づき、株式に係る議決権行使の状況等を記載した運用状況報告を毎年度公表することが義務付けられています。この法令に基づき、都共済のスチュワードシップ活動の内容についても運用報告書にて開示しています。

V 今後の取組

都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすために、今後も以下の内容を中心にスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

また、令和6年度に行った「責任投資原則（PRI）」への署名及び「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れ表明ならびに令和7年度に行った「日本版スチュワードシップ・コード（第三次改訂版）」の受け入れ表明を踏まえた活動に注力してまいります。

＜都共済の原則や ガイドラインの改正＞

法令やコード、社会情勢の変化等を踏まえつつ、都共済の定める「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン」について、必要に応じて適宜、改正の検討を行います。

＜他共済等との連携＞

スチュワードシップ活動の効果を高め、より成熟した活動としていくため、地方公務員共済組合連合会や他共済等と積極的な情報交換を行う等連携を維持して参ります。

＜知見の蓄積と効果的な モニタリングの推進＞

運用受託機関との対話を通じ、都共済としてスチュワードシップ活動に関する知見を蓄積するとともに、運用受託機関のスチュワードシップ活動が都共済の方針と整合的であることの確認を行います。

スチュワードシップ活動に関する方針等

各方針等は、都共済ホームページに掲載しておりますので、下記URLよりご確認ください。

- 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf> (令和7年12月17日最終改正)
- スチュワードシップ責任を果たすための方針
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/pdf> (令和7年12月17日制定)
- 東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf> (令和4年3月31日最終改正)
- 株主議決権行使ガイドライン（国内株式）
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf> (令和4年3月31日最終改正)
- 株主議決権行使ガイドライン（外国株式）
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf> (令和4年3月31日最終改正)
- ESG投資の開始について
https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/20191015_esg.pdf (令和元年10月15日)
- 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf> (令和7年3月31日最終改正)
- 経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf> (令和7年3月31日最終改正)
- 退職等年金給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf> (令和7年3月31日最終改正)

○ 責任投資原則（PRI）への署名について

（令和6年8月16日署名）

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf>

○ 「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れ表明

（令和6年9月11日受け入れ表明）

<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/.pdf>

○ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同について

（令和4年6月24日）

https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/assets/sandohyoumei_1.pdf